

平成 19 年 6 月 20 日

環境大臣・ 若林正俊 殿

社団法人 日本造園学会  
会長 蓑茂寿太郎

「第 3 次生物多様性国家戦略」の策定に向けた提言  
- 「瑞穂(みずほ)と環(わ)の郷づくり」に向けて -

< 「第 3 次生物多様性国家戦略」の意義と私たちの認識 >

私ども（社）日本造園学会は、わが国の国立公園制度創設に向けてそのかたちが論議されてきた大正 14 年に設立されました。以来、景観や生態系の保全に関する問題を追求してきており、都市域から農村地域、さらに自然地域にいたる国土の総合的な自然環境保全に関して、ランドスケープという俯瞰的視点から研究や技術の発展を担ってきました。とりわけ、景観形成および生態系ネットワーク形成を目指した空間計画や、持続的な環境保全・管理の仕組みを構築することが、生物多様性を保全するうえで重要な課題であると認識し、研究、調査をはじめ、学会誌の発行や研究会の開催などにより、専門的な知識と技術を蓄積するとともに、広く社会に情報発信してまいりました。

今般、貴省におかれましては「第 3 次生物多様性国家戦略」の策定を進めておられますが、本会では、今後の社会状況の中で生物多様性を適切に保全していくためには、暮らしや生業での人と自然の持続的な関係の再構築という視点から、都市および地域における社会資本としての自然環境（自然資本）の新たなあり方を提示し、美しい国土づくりと持続的社会的実現のための仕組みや制度を構築していく必要があると考えております。そこで、本提言書にも「瑞穂（みずほ）と環（わ）の郷づくりに向けて」と副題をつけることといたしました。

20 世紀後半に急速に進んだ経済活動は、循環的に維持されていた生態系のバランスの崩壊と生物多様性の悪化を引き起こしました。そして 21 世紀に入り、「新・生物多様性国家戦略」の策定により外来生物法や自然再生推進法などが制度化されて、国民の自然環境や生物多様性保全に対する認識と理解の深化などの成果をあげて来ていますが、なお地球温暖化による生態系・生物多様性への影響は顕在化し、生態系サービスのさらなる低下が懸念されています。また、住民や NPO 法人、地方自治体、企業等の多様な主体による生物多様性の保全、再生への取り組みもみられるようになってはいますが、まだ個別の動きにとどまっており、戦略的な手段として組織化された動きにはなっていません。

したがって、この第 3 次生物多様性国家戦略では、これまでの危機的な状況への取り組みの必要性を強調した段階から、シナリオ分析やアクションプランの検討などを通し

て、国土の生物多様性保全の目標像を明示し、国民的な合意のもとに具体的行動へ展開していく段階であると考えております。諸活動の広範化やスピードアップがさらに進み、社会状況変化の不確実性が高まっており、明確な目標像の提示と促進のための仕組みの構築を通して、着実に歩を進めるシナリオが描かれる必要があると認識しております。また同時に、生物多様性保全は地球規模で解決すべき問題との認識が広まってきたことをふまえ、国際社会のなかで責任ある役割を果たすとともに、わが国の伝統的な自然観と経験に根ざした循環型、自然共生型社会モデルを世界に発信していくことが、「環境の世紀」における世界をリードするために不可欠であると認識しております。

以上をふまえ、第3次生物多様性国家戦略の策定に際しましては、下記の7項目を盛り込まれますようここに提言いたします。

#### < 私たちからの7つの提言 >

##### 1. 生物多様性保全の視野に立った国土の目標像の明示

産業構造の変化と人口減少のなかで、都市域、農山村域、奥山自然域、沿岸域や海洋域を含む水域、各々の在り方に配慮しつつ、100年先の自然と社会のあるべき姿を見据えた、環境立国としての目標像を明示することが必要である。

そして生物多様性がもたらす様々な生態系サービスの側面に配慮し、バランスのとれた生態系機能が発揮される地域と国土のデザインが行われる必要があり、上記各域の明確な空間像を提示するとともに、個別域を有機的につなぐ生態系ネットワークを、国土レベル、さらにはアジア太平洋域レベルで形成していくことが重要である。

ネットワーク形成にあたっては、流域圏、そして地下水や湧水などをも含んだ水系を基軸とした空間計画の再構築という視点が、循環型社会における生物多様性保全を考えるうえで求められ、そのコアとなる国立・国定公園および自然環境保全地域の役割強化と広域的視点に立った自然再生の展開が不可欠である。

##### 2. 目標像へ至る長期シナリオの提示

「新・生物多様性国家戦略」においては、現状認識としての「3つの危機」、生物多様性保全をいかに考えるかに関する「4つの理念」、そして何をすべきかに関する「7つの提案」が盛り込まれた。そこで「第3次生物多様性国家戦略」では、これをさらに進め、データにもとづく明確な現状認識、それを踏まえた温暖化防止と緑化に向かうアクションプランを具体的に提示する必要がある。その際、ミレニアム生態系評価の方法論や成果をもふまえ、現代の生活様式や社会動向がもたらす帰結を想定しつつ目標像に至るシナリオを提示する必要がある。

また、今後、社会の基本的仕組みが、産業を中心に据えその効率性や経済性を最優先することから、環境や生活の豊かさを基調としたものへと変化していくと考えられる。里地里山における資源利用や生産活動など生業と生物多様性保全との関係についても、こうした観点から、わが国の伝統や文化の再評価をふまえて再構築していくことが重要な課題であり、シナリオに組み込んでいく必要がある。

### 3．国際社会における生物多様性保全への貢献と循環型、自然共生型社会モデルの発信

国際化の進展に伴い、人、もの、情報そして種々の生物が国境を越えて移動する機会がますます増加しており、外来生物に対する認識や対応、国内諸活動の他国自然環境への影響に対する予測、国民の自然環境に対する国際的視野の教育等が強く求められるようになってきた。これらのあり方を盛り込んだ国際的な自然環境管理の仕組みやモデルを構築し、国際的に貢献していくことが重要である。

また同時に、「里山」にみられる日本人の伝統的自然観・文化を生かしつつ、現代の知識や技術を統合し、新たな循環型、自然共生型社会モデルをアジア型の持続的社会的の形成に向けた取り組みとして世界に発信すべきである。

さらに、世界各地に存在する持続的自然共生の智慧と伝統にも光を当て、現代の智慧や技術と組み合わせることで再び活かしていくことを世界に提案し、地球規模の自然共生社会の実現に向け先導的な役割を果たすべきである。

### 4．地域の視点、地域からの発想への配慮

目標像の達成に向けて生物多様性保全を進展させるためには、地域レベルでの展開が重要であり、水系を基軸としたランドスケープ計画の視点に立ち、奥山自然域から都市域に至る各域のランドスケープの多様性と相互連携に留意した空間計画が必要である。つまり、各地域での生物多様性保全に向けた具体的取り組みを実体化させ促進するための新たな法制度や仕組みの創出を行い、それらにもとづく地方自治体版生物多様性保全戦略や、自治体・流域レベルでの「自然環境管理計画」立案制度などを検討整備する必要がある。

また同時に、既往の制度の活用についても十分に検討する必要がある。新制度の創設に際しても、国土形成計画、環境基本計画など関連する他の制度や計画との整合性や連携に留意する必要がある。

### 5．モニタリングシステムの構築と自然環境に関わる科学的データの整備

環境立国へのシナリオを描くためには、グローバルな温暖化の進行や、「光害」など日常的な人間活動による新たなインパクトが生物多様性へ及ぼす影響等について、科学的データを継続的に収集していくことが必要であり、生物多様性の状態と変動を的確にかつ統一

的・継続的にモニタリングするためのシステム構築と運用開始が急務である。とくに現在のわが国において著しく不足している野生動物の生息状態と、海洋生態系に関する情報を適切に把握するモニタリングデータの整備が緊急の課題と考えられる。

その際、多様な主体（NPO、市民、地方の専門家など）の協力に基づく市民参加型モニタリングシステムの仕組みづくりが必要であり、合わせて研究者と行政の協力体制を構築し、科学的分析結果を政策決定プロセスに反映させる仕組みや制度をつくることも必要である。

## 6．自然環境管理に関わる専門技術者養成と次世代育成

わが国が環境先進国として国際社会をリードしていくためには、生態系に関して調査・分析・評価する専門家、および国際環境マネジメントの専門家を育成するとともに、彼らの活躍の場や機会の創出が必要不可欠である。

また、生物多様性、生態系に対する認識や理解を向上、深化させるためには、次世代を担う子供たちに対する環境教育プログラムの充実が必要であり、わが国各地の多様な場を活用した環境学習の推進が必要である。とくに都市域においては、自然環境の再生・修復・創出を促進し、より豊かなふれあいの機会を提供することが有効である。

## 7．多様な主体の参加を促進する仕組みづくり

自然環境の保全や持続的な利用に向けて、行政はもちろん市民、企業など多様な主体の参加が不可欠であり、多様な主体を想定した自然環境管理の仕組みづくりが求められている。自然環境に対する取り組みの担い手や資金的側面で、市民や企業の参加を誘発するような仕組みづくりと機会づくりが重要であり、自然環境管理に関わる担い手の確保や養成、資金確保のための予算、税制、融資等さまざまな経済措置をはじめ、都市住民や企業、NPOなど多様な主体の参画に向けたインセンティブを高めるための方策の充実や仕組みの構築が急務である。